

# 法律意見書

パーソルワークスデザイン株式会社 御中

2022年12月6日

弁護士法人プラム綜合法律事務所

弁護士 梅澤 康二



## I 事実及び法的論点

パーソルワークスデザイン株式会社（以下「貴社」という。）は、道路交通法 74 条の 3 により安全運転管理者の選任義務を負う事業者に対し、同法 74 条の 3 第 2 項・同法施行規則 9 条の 10 第 6 号の業務（酒気帯びの有無を確認する業務）及び同第 7 号の業務（第 6 号業務の記録を作成・保存する業務）（以下これら業務を総称して「アルコールチェック業務」という。）の受託サービス（以下「本サービス」という。）を提供している。

道路交通法はアルコールチェック業務を安全運転管理者の業務として位置づけているところ、本サービスは本来的には安全運転管理者が実施すべき業務を、安全運転管理者ではなく、かつ、事業主との間に使用従属関係もない貴社役職員が実施するものである。そのため、本サービスについてはこれが道路交通法の要請を満たすものか否かが法的論点として問題となり得る。

## II 意見

- 1 道路交通法 74 条の 3 第 2 項・同法施行規則 9 条の 10 第 6 号及び第 7 号は、アルコールチェック業務を殊更安全運転管理者の業務として定めているから、当該規律を形式的に見た場合、これを安全運転管理者以外の者が行うことは許されないとの考え方は取り得ないではない。
- 2 しかしながら、上記法令はアルコールチェック業務を安全運転管理者が自ら直接的に実施すべきことまでは要求しておらず、安全運転管理者が当該業務を処理するうえで補助的立場の者を使用することは明示的に禁止されていない。実際、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について（通達）」（令和 3 年 11 月 10 日警察庁丁交企発第 412 号、丁交指発第 116 号）では、第 3 の 1(5)において「安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が…安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯び確認を

行わせることは差し支えない」旨が明記され、また「安全運転管理者制度に関する留意事項について（通達）」（令和4年9月9日警察庁丁交企発第218号）でも「安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者…に酒気帯び確認を行わせることは可能である」旨が明記されていることから、安全運転管理者の業務を補助する者がアルコールチェック業務を処理することは許容されているといえる<sup>1</sup>。そうすると、アルコールチェック業務は安全運転管理者が自ら直接処理しなければならないものとは解されない。

また、上記法令の趣旨は、アルコールチェック業務の責任の所在が安全運転管理者に存することを明示する点にあり、安全運転管理者以外の者により当該業務が処理されたとしても、当該業務が安全運転管理者による適切な管理・監督の下で実施され、かつ、安全運転管理者が最終的な責任を負担するとされているのであれば、当該法令の趣旨を没却するものではない。そうすると、アルコールチェック業務はこれが安全運転管理者の管理・監督・責任の下で実施される限り、安全運転管理者以外の者が処理しても直ちに当該法令には違反しないと考える。

なお、事業主との間に使用従属関係がない者でも補助者となり得るのかという点についてであるが、道路交通法74条の3第1項・同法施行規則9条の9の定める安全運転管理者等の資格要件には事業主・安全運転管理者等間の使用従属関係までは含まれない。また、前記通達（令和4年9月9日警察庁丁交企発第218号）は、安全運転管理者の補助者は一定の条件<sup>2</sup>の下で「業務委託であっても差し支えない」旨を敢えて明記しており、安全運転管理者等の業務を補助する者についても事業主との間の使用従属関係までは要求されないと解され、この点も問題としないと考える。

- 3 以上のとおりであるから、アルコールチェック業務について、事業主の選任する安全運転管理者以外の者（安全運転管理者を補助する立場の者）であり、かつ事業主との間で使用従属関係のない者が実施したとしても、これが安全運転管理者の管理・監督・責任の下で行われる限りは、道路交通法に違反することはないと考える<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup>これら通達には、確認業務に係る記録の作成・保存の業務を補助者が実施することまで明示的に許容する記載はない。しかし当該確認業務と当該記録の作成・保存の業務が一体的なものであることを踏まえると、前者について補助者の利用が許容され、後者についてはこれが許容されない理由はない。そうすると、法令及び通達は当該確認の業務と同様に、当該記録及び保存の業務についても補助者の利用を許容するものと考えらるべきである。

<sup>2</sup> 運転者が酒気を帯びていることを補助者が確認した場合には、速やかに安全運転管理者の指示を仰ぐことができることとするなど、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが条件である。

<sup>3</sup> 所管当局である警察庁交通局に対し2022年6月7日に匿名での電話照会を行った結果、当該理解で差し支えない旨の回答を受領済みである。

### Ⅲ 結論

貴社による本サービスの実施は、サービス対象となる事業主が適法に選任する安全運転管理者との間の適切・緊密な連携の下で行われる限り、道路交通法の規律に違反することではなく、同法の要請を満たすものであると考える。

以上